

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上天草市	登立地区(登立東部集落)	令和4年1月27日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	653a	/耕地面積
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	399a	61%
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	7a	1%
i うち後継者未定又は不明の農業者の耕作面積の合計	7a	1%
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	167a	26%
(備考)		

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地が多くある(特に水田)</li> <li>・有害鳥獣(イノシシ)の被害</li> <li>・農業従事者及び後継者が少ない</li> <li>・農業従事者の高齢化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水路及び道路整備が必要</li> <li>・基盤整備が必要</li> <li>・水の確保</li> <li>・集約した農地が少ない</li> </ul>
--	---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>認定農業者を中心とした中心経営体7経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
---

#### 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状	今後の農地の引受けの意向
計	7経営体	167 a	167 a

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>○農地の貸付け等の意向</b> 貸付けの意向が確認された農地は、17筆、16,825㎡となっている。</p>
<p><b>○農地中間管理機構の活用方針</b> 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構を通じて貸付を進めていく。</p>
<p><b>○鳥獣被害防止対策の取組方針</b> 多面的機能支払事業や市の補助等を活用し、鳥獣害対策(侵入防止策等の設置)や捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p><b>○基盤整備事業の必要性</b> 道路や排水といった農地の条件が悪く、農業従事者及び後継者がいない。また、条件が悪いため他地域から農業者を取り込むことができずほとんどの水田が耕作放棄地となっている。耕作しやすい環境整備や農地集積・集約化を図り、耕作放棄地を解消するために基盤整備が必要。</p>